

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	井畑 正敏
登録番号又は法人番号	68260239
所属する単位会	大阪府行政書士会
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。） （会則第 47 条の 2 第 1 項第 3 号）
事務所名称	行政書士井畑 正敏事務所
事務所所在地	大阪府大阪市北区南森町 1 － 3 － 2 5 南森町ビル 3 階
処分年月日	令和 7 年 5 月 16 日
上記処分をした理由	被処分者は、使用実態のない事務所所在地を登録したまま 所定の変更登録手続を行わず、変更登録義務を履行しなかつ た。 この行為は、行政書士法第 6 条の 4 および日本行政書士会 連合会会則第 44 条第 1 項に明確に違反するものである。
上記処分の根拠となった法令 及び会則の条文	行政書士法第 6 条の 4、日本行政書士会連合会会則第 44 条 第 1 項の規定に違反した。